

平成30年度第1回山縣市公共交通会議 次第

日 時 平成30年6月26日(火) 午前10時00分～

場 所 山縣市役所3階 大会議室

委嘱状交付

開会

会長挨拶

報告事項

1 前回からの経過報告

資料1

- ・山縣市地域公共交通網形成計画の策定・公開、国への送付
- ・第3者評価委員会での評価について
- ・本市自主運行バス全線を対象に含めた岐阜乗合自動車㈱作成「土日祝日限定ワンデーフリー乗車券」の利用状況について
- ・平成30年度山縣市公共交通網形成計画推進事業業務について

協議事項

1 平成29年度決算について

資料2

2 平成30年度予算について

資料3

3 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について

資料4

その他

- ### 1 実証実験について
- ・市街地循環線
 - ・岐阜大学病院線
 - ・美山地域のデマンド化

資料5

閉会

平成30年度第1回 山縣市公共交通会議 配席表

平成30年6月26日(火) 午前10時00分～
山縣市役所 大会議室

ステージ

山縣市社会福祉協議会 会長 丹羽 英之	副市長 宇野 邦朗	関西大学環境都市工 学部都市システム工 学科教授 秋山 孝正
---------------------------	--------------	---

□ □ □
副会長 会長 副会長

山縣市自治会連合会
会長
田上 隆

山縣市自治会連合会
副会長 (高富代表)
大野 朝義

山縣市自治会連合会
副会長 (伊自良代表)
川島 政行

山縣市自治会連合会
(美山代表)
林 強臣

市PTA連合会
PTA会員代表
古田 清美

山縣市老人クラブ連合会
女性部長
山田 愛子

山縣市交通安全女性連絡協
議会長
恩田 節子

山縣市建設課長
大西 一也

中部運輸局岐阜運輸支局
首席運輸企画専門官
鈴木 隆史

岐阜乗合自動車
労働組合執行委員長
鷺見 高志

岐阜県都市建築部
公共交通課長
代理 森 隆行

岐阜土木事務所
施設管理課長
沢木 利勝

岐阜乗合自動車(株)
常務取締役営業管理部長
代理 斎藤 浩太

高富タクシー(有)
取締役社長
宮地 恭一

山県警察署交通課長
高橋 誠

事務局 (企画財政課)

□ □ □ □

傍聴席

□ □ □ □ □

平成30年度 山縣市公共交通会議 委員名簿

平成30年6月26日現在

委員区分		役職	団体		氏名	備考
1号	副市長	会長	市	副市長	宇野 邦朗	会長
2号	一般旅客自動車運送事業者		岐阜乗合自動車株式会社	代表取締役専務 営業管理部長	武藤 行儀	代理 斎藤 浩太
			高富タクシー有限会社	取締役社長	宮地 恭一	
			公益社団法人岐阜県バス協会	専務理事	林 直樹	欠席
3号	市民又は利用者の代表者		市自治会連合会	会長	田上 隆	
		監事	市自治会連合会	副会長 (高富地区)	大野 朝義	
			市自治会連合会	副会長 (伊自良地区)	川島 政行	
			市自治会連合会	(美山地区)	林 強臣	
			市老人クラブ連合会女性部	部長	山田 愛子	
			市交通安全女性連絡協議会	会長	恩田 節子	
			市PTA連合会	PTA会員代表	古田 清美	
4号	岐阜運輸支局		中部運輸局岐阜運輸支局	首席運輸企画 専門官	鈴木 隆史	
5号	労組等代表		岐阜乗合自動車労働組合	執行委員長	鷺見 高志	
6号	岐阜県		都市建築部都市公園整備局 公共交通課	課長	水野 昭人	代理 森 隆行
7号	道路管理者		岐阜土木事務所施設管理課	課長	沢木 利勝	
			市建設課	課長	大西 一也	
8号	公安委員会		山県警察署交通課	課長	高橋 誠	
9号	学識経験者	副会長	関西大学環境都市工学部都 市システム 工学科	教授	秋山 孝正	
10号	市長が必要と認める者	副会長	市社会福祉協議会	会長	丹羽 英之	

【事務局】

企画財政課長	久保田 裕司
〃 主幹	江尾 浩行
〃 主査	藤根 寛
〃 主事	棚村 湧太

山口市公共交通会議設置要綱

平成20年5月22日

告示第53号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)の規定に基づく生活交通確保維持改善計画(以下「形成計画等」という。)の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、山口市公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、山口市高木1000番地1に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 形成計画等の策定及び変更に関すること。
- (4) 形成計画等の実施に関すること。
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長

- (2) 一般旅客自動車運送事業者
 - (3) 市民又は利用者の代表者
 - (4) 岐阜運輸支局長又はその指名する者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
 - (6) 岐阜県公共交通課長又はその指名する者
 - (7) 道路管理者又はその指名する者
 - (8) 岐阜県公安委員会又はその指名する者
 - (9) 学識経験者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者
- (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員に対する報酬及び費用弁償は、山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年山県市条例第37号)に定めるところにより支給するものとする。

(会長及び副会長)

第7条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は市長が指名する者を充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(監事)

第8条 監事は委員のうちから会長が指名し、交通会議の会計監査を行う。

2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

3 監事は、会計監査の結果を交通会議の会議において報告する。

(交通会議の会議)

第9条 交通会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 招集を受けた委員がやむを得ない理由等により会議に出席できないときは、会議の開会までにその旨を会長に連絡した上で、代理者を出席させることができる。
この場合において、当該代理出席者を委員とみなす。

5 会議の議事は、出席委員の全員一致で決することを原則とするが、それが不可能なときは出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

7 委員の招集が困難である場合等にあつては、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

8 会長は、必要があると認める場合は、議事に関係ある者を会議に出席させ、説明若しくは助言を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第10条 協議事項の具体的な検討及び交通会議の運営に必要な事項を処理するため、交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の幹事は、第4条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者のうちから、会長が指名する。

3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第11条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、

当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第12条 交通会議の運営に関する事務を行うため、山口市企画財政課内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、企画財政課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、企画財政課職員をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 交通会議の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の解散等)

第15条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを清算する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(山口市自主運行バス懇話会設置要綱の廃止)

- 2 山口市自主運行バス懇話会設置要綱(平成16年山口市告示第45号)は、廃止する。

附 則(平成22年6月17日告示第58号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第35号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月29日告示第31号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月10日告示第146号)

この要綱は、平成24年7月10日から施行する。

附 則(平成25年6月3日告示第86号)

この告示は、平成25年6月3日から施行する。

附 則(平成27年6月1日告示第81号)

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

前回（平成29年第2回(H29.11.28)）からの経過報告

平成29年12月28日

市公共交通会議書面協議

地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

**岐阜乗合自動車（株）作成「土日祝日限定ワンデーフリー乗車券」対象路線に本市自主
運行バス全線を含めることについて** **可決 平成30年1月16日**

平成30年1月19日

山県市地域公共交通網形成計画の策定・公開、国へ計画送付

平成30年2月1日

地域内フィーダー系統確保維持改善実施計画変更届出

平成30年2月20日

平成29年度中部運輸局「地域公共交通確保維持改善事業」第三者評価委員会にて報告

平成30年3月3日

土日祝日限定ワンデーフリー乗車券発売（有効期間：3月3日（土）～5月27日（日））

平成30年4月1日

公共交通ガイドブックの更新

平成30年4月2日

山県市ハーバス実証実験業務委託（株）テイコクと締結 ～平成31年3月22日

平成30年4月23日

平成30年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金

（地域公共交通調査事業（計画推進事業））交付申請書提出

平成30年4月24日

自治会連合会打ち合わせ

平成30年5月17日

自治会連合会打ち合わせ

平成30年5月18日

平成30年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金

（地域公共交通調査事業（計画推進事業））交付決定通知書 補助金額 1,000,000円

平成30年6月5日

平成30年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金事業

平成30年度山県市地域公共交通網形成計画推進事業業務委託選定委員会

平成30年6月5日

平成29年度決算監査

平成30年6月6日

平成30年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金事業

平成30年度山県市地域公共交通網形成計画推進事業業務委託

（株）テイコクと締結 ～平成31年3月22日

平成30年6月22日

自治会連合会打ち合わせ

前回（平成 29 年第 2 回（H30.1.16））からの書面協議結果確認

協議 1 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

<回答状況>

委員数 18 人（会長を除く）

回答数 17 人

<審議結果>

有効回答数 17 人

「可」と回答した委員数 17 人

「否」と回答した委員数 0 人

よって、原案のとおり承認されました。

協議 2 岐阜乗合自動車㈱作成「土日祝日限定ワンデーフリー乗車券」対象路線に本市自主運行バス全路線を含めることについて

<回答状況>

委員数 18 人（会長を除く）

回答数 17 人

<審議結果>

有効回答数 17 人

「可」と回答した委員数 17 人

「否」と回答した委員数 0 人

よって、原案のとおり承認されました。

平成29年度 地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要（全体）

山県市地域公共交通会議

平成20年 5月22日設置

フィーダー系統 平成25年 8月 8日 確保維持計画策定

地域の特性と背景

- 本市は、北部の山地・過疎地と南部の川沿いの平坦地・都市部で構成され、地区によって地理的条件が大きく異なる
- 市内に鉄道がなく、自動車の利用できない市民にとってバスがほぼ唯一の公共交通であり、日常生活に無くてはならない交通手段
- 利用者減少による営業路線の撤退や自主運行バスの路線維持費の増加が懸念
- 利用者ニーズを反映した生活交通の整備を目指し、「**山縣市公共交通総合連携計画**」(H25.8)を策定

計画の基本的な方針・期間等

山縣市公共交通総合連携計画

■ 基本理念

「みんなでつくり、守り、育てる生活交通」

■ 基本方針

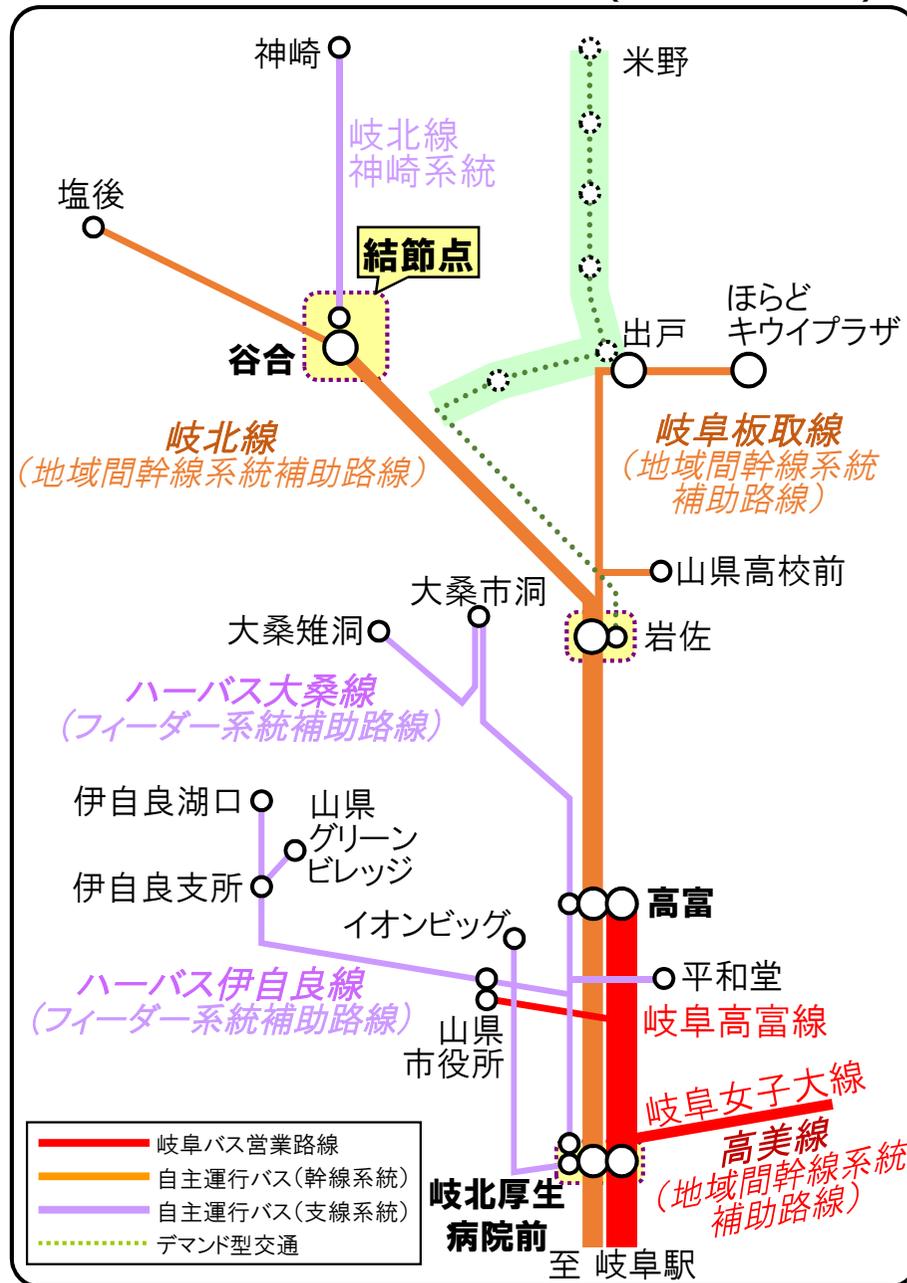
- ①地域のニーズに対応した利用しやすい生活交通の整備
- ②地域で支える仕組みづくり
- ③地理的条件や利用状況に応じた効率的な運行

■ 計画期間

平成25年度～平成30年度

※今年度、地域公共交通網形成計画を策定予定

公共交通ネットワーク概要図(H29.12時点)



評価の基本的な考え方

- 公共交通総合連携計画では、「年間乗車人数」「利用者1人あたりの運行経費」「1便あたりの乗車人数」を目標値として設定
- 地域公共交通確保維持事業では、連携計画の目標値をもとに、「利用者1人あたりの運行経費」「1便あたり乗車人数」を目標値として設定（下表赤枠部分）

公共交通総合連携計画 評価指標と目標値

評価指標	現在値（平成24年度）			中間目標値（平成27年度）			目標値（平成30年度）		
	年間乗車人数 (人)	利用者1人あたり 運行経費 (円/人)	1便あたり 乗車人数 (人/便)	年間乗車 人数 (人)	利用者1人あたり 運行経費 (円/人)	1便あたり 乗車人数 (人/便)	年間乗車 人数 (人)	利用者1人あたり 運行経費 (円/人)	1便あたり 乗車人数 (人/便)
岐北線	117,477	709	6.8	121,000	690	7.0	122,800	680	7.1
板取線	49,165	627	7.7	51,000	610	8.0	51,900	600	8.1
ハーバス大桑線	9,647	1,511	3.0	9,900	1,490	3.0	10,000	1,480	3.1
ハーバス伊自良線	7,052	1,740	2.9	12,000	1,670	3.0	12,300	1,630	3.1
ハーバス市内循環線	5,630	2,603	4.8	—	—	—	—	—	—
ハーバス乾線	739	3,996	0.8	900	3,330	1.0	1,000	3,000	1.1
合計・平均	189,710	836	6.0	194,800	780	6.1	198,000	770	6.2

路線再編事業

岐北線

- 山県高校行を朝1便→2便に増便 (H28.10)

ハーバス大桑線・伊自良線

- 公共交通不便地区解消のため、停留所の移設、ルート変更を実施 (H25.10)
- 買い物利便性向上のため、市内商業施設への乗り入れを実施 (H26.4 平和堂, H27.10イオンビッグ)



ハーバス乾線

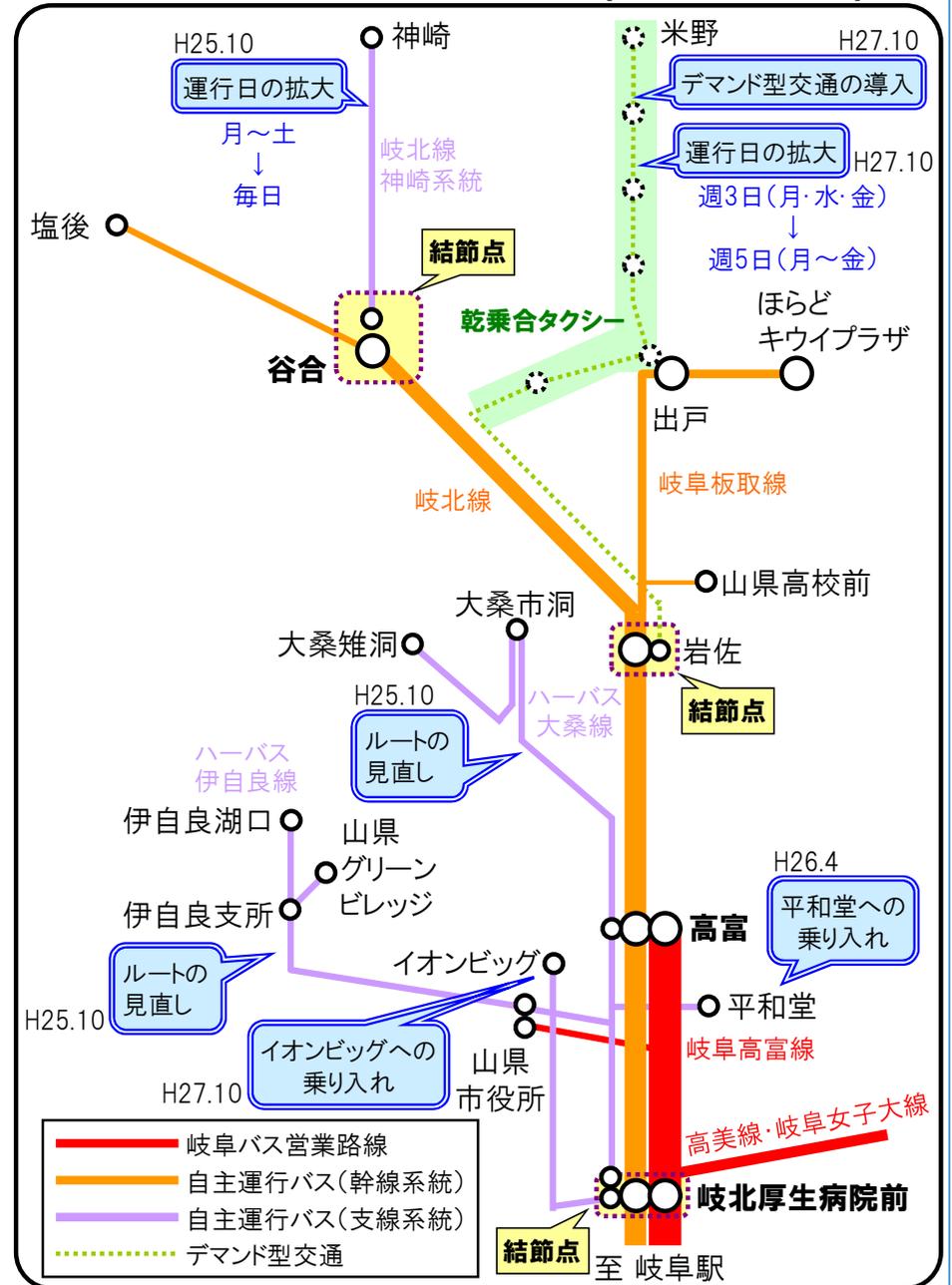
- 予約制の乗合タクシーを運行開始 (H27.10)
- 狭隘道路に対応するためタクシー車両を使用、停留所を増設
- 隔日運行を平日毎日運行に拡大



岐北線神崎系統

- 住民の外出機会創出のため、日曜・祝日の運行を開始 (H25.10)

連携計画策定後の再編概要(H29.12時点)



利用促進事業

公共交通ガイドブックによる情報提供

[実施主体：市]

- 市内を運行する路線のルートや時刻表の変更にあわせてガイドブックを更新
- **平成29年度においては岐阜バスのダイヤ改正等に伴い、4月に更新**

インターネットによる情報提供

[実施主体：交通事業者]

- バスの遅延などの運行状況を携帯電話・スマートフォン・パソコン等で確認できるサービスを提供

バスヘルパー活動の実施 [実施主体:市民・市]

- 岐北線、ハーバス大桑線・伊自良線において、バス乗降時のサポート等を実施
- 平成25年度から毎週月曜日に実施
- 登録者数 11人 (H29.12時点)



運転免許証自主返納者への運賃半額制度の実施

[実施主体:市・交通事業者]

- **岐阜バスが実施する「運転免許証自主返納者のバス運賃半額制度（現金払いのみ）」を自主運行路線でも適用（H28.10より）**
- 対象路線
岐北線（神崎系統含む）、岐阜板取線、ハーバス大桑線、ハーバス伊自良線

土日祝限定1日乗車券 販売窓口の増加

[実施主体:市・交通事業者]

- 岐阜バスが発行している「土日祝日限定ワンデーフリー乗車券」を市内商業施設（平和堂）にて販売（H28.3～5より）
- 販売実績
※秋（H29.9～11）については暫定値（H29.12.13現在）

	全体合計	商業施設	営業所	市内合計
春(H28.3～5)	21,306枚	613枚	1,641枚	2,254枚
秋(H28.9～11)	26,098枚	1,860枚	1,493枚	3,353枚
春(H29.3～5)	22,593枚	1,867枚	1,063枚	2,930枚
秋(H29.9～11)	24,000枚	2,396枚	1,060枚	3,456枚

増
増

山県市地域公共交通網形成計画の作成（平成29年度策定予定）

計画の基本的な方針・期間等

■ 基本方針

「どの世代においても住みよい、便利で快適なまちを実現する地域公共交通体系の構築」

- 目標1 多様なニーズ・需要に応じたサービスの提供
- 目標2 まちづくりと連携した、新バスターミナルを拠点とするネットワークの構築
- 目標3 誰もが分かりやすく、安心して利用できる公共交通の充実
- 目標4 多様な主体の連携により、地域全体で公共交通を支える体制の推進

■ 計画期間 平成30年度～平成35年度

主な計画推進事業

■ 路線再編事業

- ・新バスターミナルを拠点とする路線への再編
- ・新規路線の運行
 - ① 岐阜大学病院路線の運行
 - ② 市街地循環路線の運行
 - ③ 美山地域の運行形態の変更
 - ④ JR岐阜駅までの快速便の導入

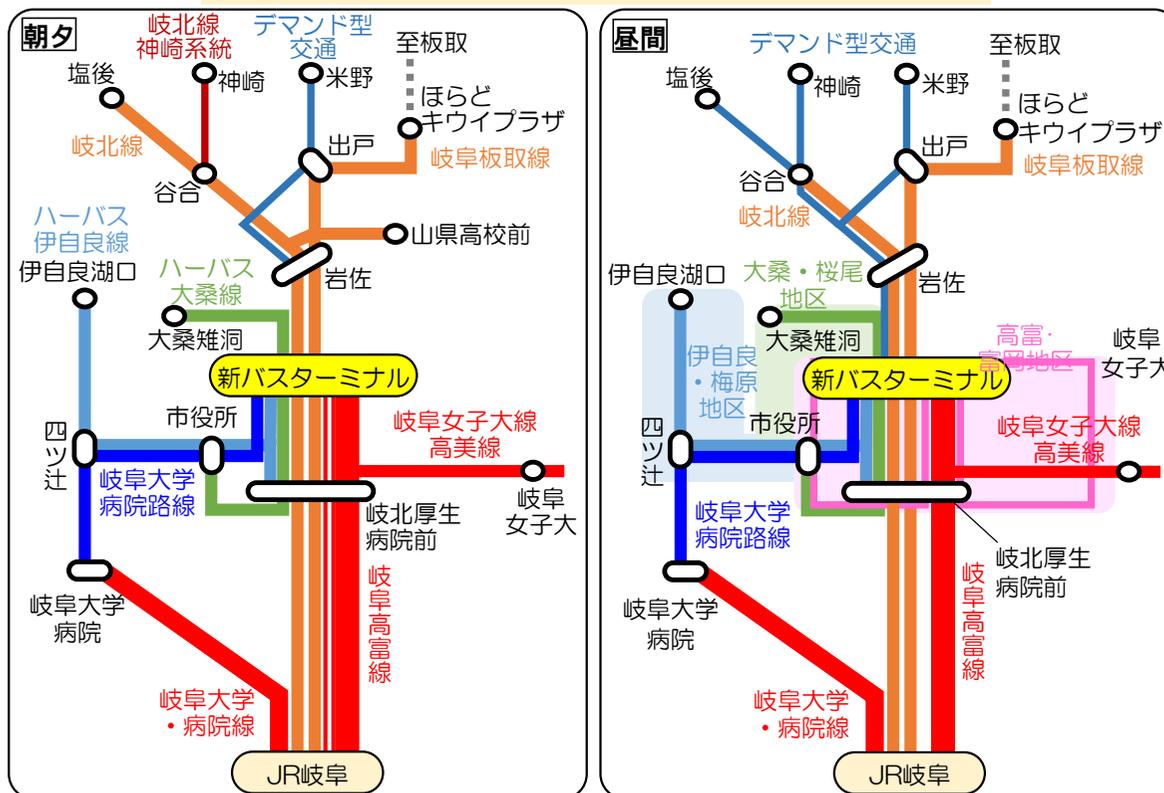
■ バスターミナル整備事業

- ・駐車場・駐輪場の整備
- ・待合いスペースの整備

■ 利便性向上・利用促進事業

- ・モビリティマネジメントの実施
- ・地域バス調整会議の開催

将来の公共交通ネットワークイメージ図



■ 目標値の達成状況

※平成28年度より乾乗合タクシーに変更

路線名・補助路線		岐北線 (地域間幹線)	岐阜板取線 (地域間幹線)	ハーバス大桑線 (地域内フィーダー)	ハーバス伊自良線 (地域内フィーダー)	ハーバス乾線※	計	
年間乗車 人数 (人)	実績 値	平成27年度	115,144	45,286	10,915	13,751	679	185,775
		平成28年度	114,147	44,264	11,009	14,221	741	184,381
		平成29年度	113,335	44,601	11,545	14,833	694	185,008
		目標値	122,800	51,900	10,000	12,300	1,000	198,000
	平成29年度 達成状況	未達成	未達成	達成	達成	未達成	未達成	
利用者1人 あたり運 行経費 (円/人)	実績 値	平成27年度	708	718	1,343	1,369	4,545	811
		平成28年度	726	745	1,494	1,377	7,230	853
		平成29年度	713	743	1,421	1,336	6,979	838
		目標値	680	600	1,480	1,630	3,000	770
	平成29年度 達成状況	未達成	未達成	達成	達成	未達成	未達成	
1便あたり 乗車人数 (人/便)	実績 値	平成27年度	6.7	7.2	3.4	3.5	0.8	5.9
		平成28年度	6.5	7.0	3.4	3.7	1.4	6.0
		平成29年度	6.6	7.0	3.6	3.8	1.6	6.0
		目標値	7.1	8.1	3.1	3.1	1.1	6.2
	平成29年度 達成状況	未達成	未達成	達成	達成	達成	未達成	

■ 目標達成状況に関する考察

ハーバス大桑線・伊自良線（地域内フィーダー系統補助路線）

- 平成25年度以降の定期的な見直しにより利便性が向上したことで、地域住民にバス利用の意識が定着
⇒更なる利用者増を目指して、自治会等と連携した利用促進を推進

岐北線・岐阜板取線（地域間幹線系統補助路線）

- 沿線人口の減少の影響から、当初の予測よりも利用者数は増加せず、現状維持または微減傾向が続いている。⇒利用促進の推進とともに、人口の減少率を加味した目標値へ変更

乾乗合タクシー

- 運行エリアが人口の少ない地区であり、また幹線バスとの接続が「岩佐」のため、利用者が限定され、効率的な運行が困難
⇒より効率的かつ利便性の高い公共交通を目指して、運行形態を再度検討

■ 自己評価 平成30年1月書面協議を行い、公共交通会議委員より承認。
(平成29年11月28日の第2回公共交通会議において、現状・目標等についてあらかじめ報告)

課題

運行形態に関する課題

- バス利用者からは、定時定路線の運行を望む声大きい
- 一方、現在バスを利用していない（利用できない）住民からは、デマンド型交通を望む声がある。
- 同一地区内で対立する意見がでていますが、調整しきれていない。

目標値に関する課題

- 連携計画策定時から、人口の減少、高齢化の進行など社会情勢が変化している。
- また、連携計画で定めた年間乗車人数の目標値の達成状況が路線によって様々（大きく達成している、達成の見込みがないなど）

対応方針

- 地域公共交通網形成計画を平成29年度中に策定予定
- 市の考える方向性を提示しつつ、詳細なサービスについては、地域バス調整会議にて、住民とともに検討をしていく。
- 各協議の進展状況について、公共交通会議等により定期的に確認する。

- 地域公共交通網形成計画を平成29年度中に策定予定
- 利用状況や社会情勢等を踏まえた目標値を設定
- 各協議の進展状況について、公共交通会議等により定期的に確認する。

平成29年度 地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要（経緯）

山県市地域公共交通会議

平成20年 5月22日設置

フィーダー系統 平成25年 8月 8日 確保維持計画策定

直近の第三者評価委員会 における事業評価結果	事業評価結果の反映状況 (具体的対応内容)	今後の対応方針
<p>乾乗合タクシーの利用実態の把握、住民のニーズにあった運行形態の検討が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乾乗合タクシー利用者、乾地区住民に対しアンケート調査を実施 (H28.3) ・ 定時定路線型からデマンド型に変更したことに対する意見等を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民アンケート調査の結果、乾乗合タクシーが導入されたことを「よかったと思う」が7割 ・ 一方、運行本数や停留所の位置の変更、増設等の要望 ・ 調査結果を踏まえて、サービス水準の見直しや運行形態の変更等を自治会とともに検討
<p>公共交通の利便性は、転出転入の要因となる。 目標値について、人口減の割合を踏まえた設定が必要</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 網形成計画において、バス利用者数の増減割合が市人口の減少割合以下となるよう目標値を設定
<p>市内の交通結節点の整理、高富から岐阜までの速達性の向上が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスターミナルを拠点として、公共交通ネットワークの再編を検討 ・ 速達性向上を図るため、快速便の導入に向けて交通事業者と協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度中に策定予定の網形成計画において、バスターミナルの位置づけを明確化 ・ 快速便導入に向けて、交通事業者と協議

バス事業者と連携した利用促進策の展開

- 利用促進策の一環として、岐阜バスが実施している「土日祝日限定1日乗車券」や「運転免許証自主返納者への運賃助成」の対象を市の自主運行バスにも拡大。
- 「土日祝日限定1日乗車券」の市内販売実績を平成28年度と比較すると、春は約600枚、秋は約100枚増加している。
- 「土日祝日限定1日乗車券」を、広報により周知を実施。（春・秋2回掲載）

自治会との意見交換会の開催

- 新たに運行を検討している、デマンド型交通や岐阜大学病院路線、バスターミナルを中心とし市中心部の交通空白地をカバーする市街地循環路線に対するニーズを把握するため、自治会長等との意見交換会を実施。
- 自治会長には、事前に自治会の集まり等において住民の意見を聞き、自治会としての意見を集約していただいている。

交通事業者等との協議の実施

- 地域公共交通網形成計画の検討段階で、バス事業者、タクシー事業者、自家用有償運送実施主体（社会福祉協議会）といった様々な交通事業者等と協議を実施。
- 市から要望を伝えるだけでなく、事業者からどのようなサービスを展開できるのか、提案をいただいている。

岐阜バスから500円で乗り放題
「土日祝日限定ワンデーフリー乗車券」が発売中

市内全バス路線と岐阜バス全線などに一日乗り放題の乗車券が販売中です。

▼利用できる日
11月26日(日)までの土・日・祝日

▼発売額 500円(小児、障がい者の別はありません)

▼適用方法
有効日1日1人に限り何回でも乗車可能

▼対象路線
市自主運行バス(ハイバス、岐北線、岐阜板取線、岐阜バス全線(高濃バス、イオンモール各務原線など)一部路線は除く、深夜バスについては、片道運賃が必要、関シライスはか)

▼発売場所
岐阜バス高富営業所ほか各営業所、平和堂高富店、岐阜バスターミナル、JR岐阜駅案内所、岐阜バス観光旅行センター、岐阜大学生協、マール21

▼問い合わせ先
バスの運行に関すること
岐阜バス高富営業所 TEL22150100
公共交通に関すること
企画財政課 TEL22168255



平成29年広報10月号

13 広報やまがた 2017.10

意見交換会の開催状況

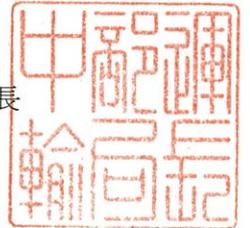
自治会	平成28年 9月15日, 10月20日 12月15日 平成29年5月18日, 6月 2日 7月 2日, 11月17日
市民団体	平成29年3月7日



中運交企第 4 号
平成30年 4月27日

山縣市公共交通会議 会長 殿

中 部 運 輸 局 長



地域公共交通確保維持改善事業の二次評価結果の通知について

地域公共交通確保維持改善事業実施要領に基づき実施した二次評価等の結果を別添
のとおり通知します。なお、評価結果については、各協議会等において積極的に公表さ
れたい。

地域内ライダーシステム 事後評価要約版(29年度)

支局 No.	自治体・協議会名		二次評価
	事業概要	自己評価	
	山県市公共交通会議		
岐阜 39	<p>ハーバス大桑線、ハーバス伊自良線</p> <p>ハーバス大桑線 利用者1人あたり運行経費は1,421円/人であり、目標値1,480円/人を達成している。 1便あたり乗車人数は3.6人/便であり、目標値3.1人/便を達成している。 定期的な見直しにより利便性が向上したことで、地域住民にバス利用の意識が定着しつつあると 考えられる。</p> <p>ハーバス伊自良線 利用者1人あたり運行経費は1,336円/人であり、目標値1,630円/人を達成している。 1便あたり乗車人数は3.8人/便であり、目標値3.1人/便を達成している。 定期的な見直しにより利便性が向上したことで、地域住民にバス利用の意識が定着しつつあると 考えられる。</p>	<p>路線の定期的な見直しや利用促進策を継続的に実施したことにより、地域内ライダーシステム路線は目標値を達成することができたため、引き続き利便性向上に向けた取り組みを推進されることを期待します。</p> <p>一方で岐北線など目標値を達成できなかった路線は、沿線人口の減少率も考慮し、利用者ニーズに合った路線の見直しや利用促進策の実施をご検討ください。</p> <p>平成30年1月に策定した網形成計画の方針・目標の実現に向け、引き続き利用促進に取り組んでいただくとともに、実施主体である関係者との連携や調整を進めながら、平成31年に開通予定の高富インターチェンジに合わせて開設する新バスターミナルを拠点とするネットワークの構築に向けた取り組み推進を期待します。</p>	

A 委員	B 委員	C 委員	運輸局
<p>◆ 計画の内容が1枚の記載であり、次のステップへのアドバースができず、数値も達成したらしいではなく、どうしたら市民に分かってもらえるかを考えてほしい。</p>	<p>◆ 岐北線は、岐北病院以北は山県市のバスの認識しており、系統は違いますが直通ではないか。</p> <p>◆ 岐北病院～高富の二重運賃はなぜ改善されないのか。100円のゾーン制になっており、岐阜駅まで直通しているのは良いと思うが、二重運賃が改善されていないのは問題。</p> <p>→ バスターミナル整備に合わせて調整したい。H31末のターミナル整備に合わせ、岐阜駅までワンコインに抑えよというトップの指示がある。現在、岐阜バスと調整中</p> <p>◆ バスターミナルができて段階で網計画を改定して二重運賃や岐阜駅までの運賃の問題などを整理した方がよかつたのではないか。岐阜駅から500円打ち切りというものは、計画に書かないと意味がないのではないか。</p> <p>→ 市長の思いで収支状況についての計算ができていないので現時点では計画に書いていない。可能だという判断になれば計画に記載する。</p> <p>◆ 乾線は岩佐の乗り継ぎでいいのか？ タクシーが高富から配車されるのであれば、利用も少ないことであり、高富まで行く方が利便性が高い。むしろバスターミナルまで行くことで乗れるバスの本数も増えるので、利便性が高くなるのではないか。</p> <p>→ ご指摘の通り。岩佐に待合スペースなどの設置も考えたが、無理だった。計画ではターミナルまで直通することを考えている。岐北病院まで行ってほしいという話もあるが、市民間の公平性の観点もあって無理だと断っている。</p> <p>◆ ターミナルからはバスが多いので乗り換えればいいのはよいが、乗り継ぎを無料にするなどの対応は必要ではないか。</p>	<p>◆ 乾線は路線再編しても人数が変わらず経費が上がっている。乾線の改善を行うのか→ 乾線は、定時定路線からタクシースーツに変わった。これにより自宅前までのサービスとすの予定であったが、今年は雪が深く路線と同じような運行になってしまった。今後は細かい運行とすることで利用を増やしたい。</p>	<p>◆ 地域間幹線系統補助を受けている岐北線と板取線については、生産性向上の取り組みが必要。均一運賃のため、収支率が補助基準に達していないことから、補助制度の基化によって補助減の可能性もある。運賃について検討して欲しい。</p> <p>◆ 岐北線は岐阜駅から直通しているが、系統分断で補助を認められているのはどういう理屈か？ 要綱上は認められるかもしれないが、分断せずに直通での申請であれば競争カットや輸送量が上がるとしていることがある。デクニカルにこうしていいかという県のバス対協としてこれでもいいかということも議論されたい。</p> <p>→ (岐阜県) 特に理屈はない。前例を踏襲している。</p>

A 委員	B 委員	C 委員	運輸局
<p>◆市町は幹線の話を認識しているか？ →(岐阜県) 昔部三田洞線については、免許センターの移転について把握していたため、再編実施計画の中で三田洞線と再編に取り組んでいる。今後は県とも相談していきたい。</p>	<p>◆地域間幹線に関する補助制度は危機的なので、注意しなければならぬ。具体的には、コミバス幹線として挙がっている路線についても、幹線だといえるようなデータを整えるなどの準備が必要ということ。少なくとも、お金がもたらえるのでこういう路線を設定するというのはやめるべき。 ◆今後の改善点の記載内容に中身がない。岐北線や板取線は独自の努力があるので書くべきことがあるはず。 ◆12 昔部三田洞線については、免許センターの移転はわかっていたことなのに、目標をそのままとして路線評価が C というのはおかしい。目標設定が C ではないか？ ◆14・15・16 は県病院経由でいいのか？ →(岐阜市) 間違っています。</p>	<p>C 委員</p>	<p>◆コミバス幹線がかかり存在している。中でも 373 バスは各務原のイオンモールに入っているため要件を満たしているにすぎず、また、みずほバスに幹線性があるとも思えない。各務原市の川島線も運賃が安いため収支率が悪い。この辺り、県のバス対協としてなぜ幹線として認めたのか。 →(岐阜県) コミバスではあるが、旧市町村をまたがっているもので要件を満たしているため幹線という認識。みずほバスについては、旧市町間の幹線的な役割と考えている。通常のコミバスと何が違うかというのはあるが、コミバスと幹線両者の性質を持つと考えている。 ◆みずほバスについては、本省の自動車局で幹線として認定するかを問題視されている。越境して使っているということも県のバス対協が示すもしくは、県が市町にきちんと出してもらわないと困る。市町村にとってコミバス幹線が補助から外れると財政負担が重い。重要な問題だと認識して、本県に幹線なのかということも県として問いかけていただきたい。 →(岐阜県) 県としては、幹線でもファイダーでも県として基準を設けて補助をしている。 ◆本県に市町村とこの書類を作ったか？再編実施計画の対象路線も記載がない。県のバス対協の在り方としてこれでよいのか？将来的な危機的状況について県も市町村も認識したうえで、バス対協の在り方を考えてほしい。少なくとも昔部三田洞線は、再編実施計画の対象路線であるということだけでなく、密度カットなどの特例適応ということについて記載していただきたい。</p>

○広報山県（2018.3月号）の周知掲載

山県市はFC岐阜を応援します!
2018Jリーグ Division2

節	日程	対戦相手	競技場
第2節	3月3日(土) 15:00	横浜FC	長良川競技場
第3節	3月11日(日) 14:00	ジェフユナイテッド 千葉	千葉市 蘇我球技場
第4節	3月17日(土) 15:00	京都サンガF.C.	京都市西京極総合運動 公園陸上競技場 兼球技場
第5節	3月21日(水・祝) 14:00	栃木SC	長良川競技場
第6節	3月25日(日) 16:00	愛媛FC	愛媛県総合運動 公園陸上競技場
第7節	4月1日(日) 14:00	ヴァンフォーレ 甲府	長良川競技場

詳しくは、FC岐阜オフィシャルサイトでご確認ください。

FC岐阜

「ホリデーパス」の発売

市内全バス路線と岐阜バス路線などに一日乗り放題の乗車券が発売されます。

▼利用できる日 3月3日(土)から5月27日(日)までの土・日・祝日

▼発売額 500円(小児、障がい者の別はありません)

▼適用方法 有効日1日1人に限り何回でも乗車可能

▼対象路線 市自主運行バス(ハイバス、岐北線、岐阜板取線)、岐阜バス路線(高速バス、イオンモール各務原線など一部路線は除く)、関シテイバスほか



▼発売場所 岐阜バス高富営業所ほか各営業所、平和堂高富店、岐阜バスターミナル、JR岐阜駅案内所、岐阜バス観光旅行センター、岐阜大学生協、マisa21ほか

図 バスの運行に関すること
岐阜バス高富営業所 TEL22-5010
公共交通に関すること
企画財政課 TEL22-6825

○ホリデーパス（土日祝日限定1日乗車券）利用状況について

	全体合計	商業施設	営業所	市内合計	1日平均使用
春(H28.3~5) (23日間)	21,306枚	613枚	1,641枚	2,254枚	98枚/日
春(H29.3~5) (24日間)	22,593枚	1,867枚	1,063枚	2,930枚	122枚/日
春(H30.3~5) (30日間)	26,103枚	2,436枚	1,228枚	3,664枚	122枚/日
秋(H28.9~11) (27日間)	26,098枚	1,860枚	1,493枚	3,353枚	124枚/日
秋(H29.9~11) (26日間)	24,000枚	2,396枚	1,060枚	3,456枚	132枚/日

委託業務契約書



1 委託業務の名称 平成30年度山県市地域公共交通網形成計画推進事業業務

2 履行期間 着手 契約締結の日
完成 平成 31年 3月 22日

3 業務委託料

億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	2	7	0	0	0	0	0

（うち取引にかかる消費税
及び地方消費税の額）

億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	2	0	0	0	0	0	0

4 契約保証金 免 除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、おのこの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 6月 6日

発注者 山県市高木1000番地1

山県市公共交通会議会長 宇野 邦 朗

受注者 住 所 岐阜市橋本町二丁目8番地

氏 名 株式会社テイコク

代表取締役 柴田 伸 治



委託業務契約約款

(総則)

第1条 受注者は、別冊仕様書及び図面に基づき頭書契約金額をもって、頭書履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。

2 前項の仕様書及び図面に明記されていない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

(再委託の禁止)

第2条 受注者は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。

(委託業務の調査等)

第3条 発注者は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、又は受注者に対し報告を求めることができる。

(仕様書等不適合の場合の修正義務)

第4条 受注者は、委託業務が仕様書又は図面等に適合しない場合において、発注者がその修正を要求したときは、受注者はこれに従わなければならない。この場合において、そのために契約金額を増額し又は履行期限を延長することはできない。

(業務内容の変更)

第5条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、もしくは履行期限の伸縮をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が著しい損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(期限の延長)

第6条 受注者は、天災地変その他自己の責任によらない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して、履行期限の延長を求めることができるものとする。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第7条 履行期限内に経済事情の激変又は、予期することのできない理由の発生に基づき契約金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、発注者と受注者とが協議のうえ、契約金額を変更することができる。

(管理義務)

第8条 受注者は、委託業務の施行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。

ただし、その損害が発注者の責任に帰する理由による場合においてはこの限りではない。

(履行遅滞の場合における違約金)

第9条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求する。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、業務委託料から部分引渡しに係る業務委託料を控除した額に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定した率（以下「政府契約における利率」という。）で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約における利率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(検査及び引渡し)

第10条 受注者は委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して委託業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務完了届を受領したときは、その日から10日以内に目的物について検査をしなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり目的物について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行ない、再検査を受けなければならない。

(契約金額の支払い)

第11条 受注者は、前条の規定による検査に合格し、引渡しを終了したときは、所定の手続きに従って契約金額の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の正当な請求書を受領したとき、又は国庫補助金の収入のいずれか遅い日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

(発注者の契約解除権)

第12条 発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰する理由により、履行期限内に業務の完了の見込みがないと認めたとき。

(2) 第2条の規定に違反したとき。

(3) 受注者又はその使用人が検査もしくは監督に際し職務執行を妨げ又は妨げようとしたとき。

(4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等（山県市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年山県市訓令甲13号。以下「暴排措置要綱」という。）第2条第8号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。

エ 役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する法人等をいう。以下同じ。）

若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用してるとき。

オ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。

カ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

(5) 前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認めるとき。

(談合その他不正行為による解除)

第12条の2 発注者は、受注者(受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員)がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為(以下「独占禁止法違反行為」という。)があったとして独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、同条第7項の規定により当該排除措置命令が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、同条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含み、独占禁止法第77条の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (3) 公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った排除措置命令又は課徴金の納付命令に対し、受注者が独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定による審判を請求し、独占禁止法第52条第5項の規定により当該排除措置命令若しくは納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条の規定により当該審判請求に対する審決(同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。)がされたとき(独占禁止法第77条の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (4) 公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った審決に対し、受注者が独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は課徴金の納付命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。)において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (6) 前号の命令により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (7) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に対する刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(受注者の契約解除権)

第13条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき及び業務の中止期間が契約期間の2分の1に達したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったとき。

(損害賠償金)

第14条 発注者は、受注者が第12条各号及び第12条の2各号のいずれかに該当したことにより、契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する額の損害賠償金を徴収する。

2 前項の損害賠償金は、発注者が受注者に支払うべき契約金額があるときは、当該支払分から控除することができる。

(秘密の保持)

第15条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第16条 発注者及び受注者は、この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第17条 この契約に定めない事項については、その都度発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、山県市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 受注者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者（以下この条において「責任者」という。）及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定めなければならない。

2 受注者は、責任者に、本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受注者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記仕様書に定める事項を遵守させなければならない。

4 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を取り扱う業務にあっては、責任者及び事務従事者をあらかじめ書面により発注者に届け出なければならない。責任者又は事務従事者を変更する場合も同様とする。

(教育及び研修の実施)

第4 受注者は、全ての事務従事者に対し、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、当該事項に違反した場合に負うべき責任その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得する場合は、本人から直接取得し、又は本人以外から取得するときは本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止等)

第7 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、当該業務において当該個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）から持ち出してはならない。

(廃棄等)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第9 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

第11 受注者は、事務従事者に対して、在職中及び退職後においても、当該事務に関して知り得た個人情報の内容を、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告)

第13 受注者は、この契約の履行について、発注者に定期的に報告しなければならない。

2 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(再委託の禁止)

第14 受注者は、この契約による事務については、再委託をしてはならない。ただし、発注者の承諾を受けたときは、この限りでない。

2 受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務及び本特記仕様書に定める全ての事項を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約関係にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

3 受注者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合において、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第15 受注者は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）によって行わせる場合、労働者派遣契約書等に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、守秘義務の期間は、第9の規定に準じるものとする。

2 受注者は、派遣労働者等にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、派遣労働者等による個人情報の処理に関し、発注者に対して責任を負うものとする。

(調査及び報告)

第16 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時等の公表)

第17 発注者は、個人情報情報の漏えい、滅失、毀損等の事故を把握した場合には、必要に応じ、受注者及び再委託先（再々委託先を含む。）の名称並びに当該事故の概要その他の必要事項を公表するものとする。

(契約の解除)

第18 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第19 受注者は、この契約に関する業務において、本特記仕様書の定めに反した取扱いにより発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害の全額を賠償しなければならない。

第14 関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件（例）

(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

(2) (1) の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。

(4) (3) の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

(注) 再委託先が再々委託を行う場合以降についても、同様の条件を付すること。

平成30年度山縣市地域公共交通網形成計画推進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

平成30年度山縣市地域公共交通網形成計画推進事業業務

2 委託等の場所

山縣市全域及び関係路線が運行する周辺市町村

3 事業の趣旨

本仕様書は網形成計画の推進に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が履行しなければならない事項を定める。

4 事業の目的

平成31年度に東海環状自動車道高富 IC（仮称）の開設が目指されており、将来の交通の拠点として市の発展に重要な役割を果たすことが期待されている。

将来の交通の拠点となる IC 周辺に、まちなの特産品や観光資源を活かしてひとを呼び込むための複合施設やバスターミナルの整備が計画されており、また、自動車の使用を抑えることを通じて地球温暖化防止と天然資源の節約、交通渋滞の緩和や公共交通の利用促進のためにパークアンドバスライドを実施するためバスターミナルを整備することを予定している。

このバスターミナルの整備に伴い、交通拠点の変更が生じるため、現在の公共交通網の再編を検討する必要がある。

平成29年度に策定した網形成計画を推進するために、地域の関係者と協議等を行い、どの世代においても住みよい、便利で快適なまちを実現する地域公共交通の体系を検討するとともに、公共交通の利用促進を図ることを目的とする。

5 委託期間

契約締結の日から平成31年3月22日

6 業務の内容

(1) 公共交通ガイドブックの発行

平成26年度以降、年2回発行している市内の公共交通の時刻表、路線図等を掲載したA4版の公共交通ガイドブックの再構成等を行い、持ち運びに適している公共交通ガイドブックを発行する。

(発行部数13,000部以上(全戸9,000部+施設等配布用4,000部以上))

(2) 公共交通会議開催支援

平成30年度に実施した網形成計画に基づく事業を評価するために開催する山口市公共交通会議(以下「公共交通会議」という。)に、必要な協議資料の作成や説明、議事録の作成、その他公共交通会議運営の支援などを行う(1回を想定)。

(3) 地域バス調整会議支援

地域住民が集まりバスの路線再編や新規路線の検討に向けて、具体的な運行ルートやダイヤ、バス停留所の設置などの検討を行う「地域バス調整会議」の開催支援及び資料作成などを行う。また、地域の要望を把握するとともに、地域の要望に沿った公共交通を実現するための助言、説明などを行う。(会議開催数:4回以上)

7 管理技術者及び照査技術者の要件

業務の円滑な進捗を図るため、知識、技術及び豊富な経験を有する技術者を配置するものとする。

(1) 管理技術者

技術士(建築部門-都市及び地方計画)

(2) 照査技術者

技術士(建築部門-都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門-建設)のいずれかの資格を保有するもの。

8 業務の実効性確保

(1) 本事業の実施に関して、公共交通会議の指示に誠意をもって適正に対応すると共に、業務の円滑な実施に務めること。

(2) 受託者は、契約締結後に事業計画を作成し、公共交通会議と綿密な打ち合わせ、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。

(3) 受託者は本事業の実施にあたり、適宜受注した事業を明示して行うこと。

9 成果品

上記の業務内容を遂行し、次の成果品を提出すること。ワード、イラストレーター及びPDFデータは、一括してCD-ROM形式で提出すること。

- (1) 業務報告書 製本印刷2部、ワード・イラストレーター・PDFデータ1式
- (2) その他発注者が必要とするもの

10 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、損失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じること。また、契約終了後も同様とする。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取扱いについては、個人情報保護条例及び別記 個人情報取扱特記事項に順じ、適切な措置を講じること。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、住民ヒアリング、公共交通会議等に参加する際には、常に身分証明書を携行すること。

(4) 疑義の解消

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず公共交通会議と協議し承認を得ること。この場合、議事録を作成し、公共交通会議事務局（山口市企画財政課）に提出すること。

(5) 成果物に係る留意事項

本業務の成果物については、市民に分かりやすい表現を使うことに留意し、専門的又は特殊な法律、技術用語については、用語解説又は注釈を付記すること。

また、本業務の成果物の一部または全部をホームページに掲載することを念頭に置いて、成果物を作成すること。

(6) 著作権等

本業務に遂行により生じた著作権等(特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を含む)、本業務の成果品における一切の権利は、公共交通会議に帰属すること。

平成30年度山県市地域公共交通網形成計画推進事業業務委託 設計書

直接人件費

業務項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	合計
(1) 公共交通ガイドブックの作成							
4地区版(高富・伊自良・大桑・美山)ポケットサイズ							
コンテンツの検討・掲載情報の整理							
(2) 公共交通会議開催支援(1回)							
(3) 地域バス調整会議の開催支援							
小計(人日)							
金額計(円)							

①

直接経費

品名	規格	単位	数量	単価	金額
公共交通ガイドブックデザイン代	A6ジャバラ折	式	1		
公共交通ガイドブック印刷費	A6ジャバラ折 4地域版	部	13,000		
業務報告書		部	1		
合計					

②

その他原価					
一般管理費等					
諸経費					
小計					
端数調整					
消費税(8%)					
合計					

③

④

③+④=⑤

①+②+⑤

平成29年度 山縣市公共交通会議歳入歳出決算書

1 歳入

単位：円

科目			予算額	説明
款	項	目		
3		繰越金	145	
	1	繰越金	145	
		1 繰越金	145	
合計			145	

2 歳出

単位：円

科目			予算額	説明
款	項	目		
3		予備費	0	
	1	予備費	0	
		1 予備費	0	
合計			0	

※ 各科目間の予算は、相互に流用できるものとする。

歳入歳出差引残額 145円は、平成30年度へ繰り越す。

(歳入決算額 145円－歳出決算額 0円＝歳入歳出差引残額 145円)

上記のとおり相違ないことを確認いたしました。

平成30年6月5日

監事 大野朝義 

平成29年度 山県市公共交通会議 予算整理簿 収支内訳明細

【収 入】

年月日	金額(円)	備 考
H29.04.01	145	繰越金
合計	145	

【支 出】

年月日	金額(円)	備 考
合計	0	支出なし

収支 145

山口市公共交通会議財務規程

平成24年7月10日
決定

(趣旨)

第1条 この規程は、山口市公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、山口市公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、山口市からの負担金、国の補助金、繰越金及びその他の収入を歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費を歳出とする。

2 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、交通会議に諮るものとする。

4 会長は、前項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに山口市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

2 前項の既定により、補正予算が交通会議の承認を得たときには、前条第4項の規定を準用する。

(予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直後の交通会議においてこれを報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通会議の出納は会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務を

つかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、山県市の例により行うものとする。

2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎年度終了後、遅滞なく交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を受けるものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第8条に規定する監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに山県市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年7月10日から施行する。

別表第1 (第4条第1項)

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫補助金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	2 雑入	1 雑入

別表第2 (第4条第2項)

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費
		2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

平成30年度 山口市公共交通会議歳入歳出予算書(案)

1 歳入

単位：円

科目			予算額	説明
款	項	目		
1	負担金		1,808,000	
	1	負担金	1,808,000	
		1 負担金	1,808,000	山口市負担金
2	国庫補助金		1,000,000	
	1	国庫補助金	1,000,000	
		1 国庫補助金	1,000,000	平成30年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域協働推進事業)
3	繰越金		145	
	1	繰越金	145	
		1 繰越金	145	
合計			2,808,145	

2 歳出

単位：円

科目			予算額	説明
款	項	目		
2	事業費		2,808,000	
	1	事業費	2,808,000	
		1 事業費	2,808,000	平成30年度 山口市地域公共交通網形成計画推進事業業務 (2,808,000円)
3	予備費		145	
	1	予備費	145	
		1 予備費	145	
合計			2,808,145	

※ 各科目間の予算は、相互に流用できるものとする。

参考 市予算直接執行分

一般会計 総務費 総務管理費 企画費 業務委託料

実証実験業務委託料 4,000千円

(実証実験計画立案、実証実験利用状況分析、市民アンケート調査の実施等)

実証実験運行委託料 4,233千円

(実証実験業務にかかる運転手人件費、車両費、運行に伴う経費等)

平成 3 0 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 山県市公共交通会議
住 所 岐阜県山県市高木1000番地1
代表者氏名 会 長 宇 野 邦 朗 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

平成31年度
生活交通確保維持改善計画
(平成31～33年度)

平成30年6月 日

山県市公共交通会議

生活交通確保維持改善計画

(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

平成30年6月26日

(名称) 山縣市公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称				
山縣市地域内フィーダー系統確保維持計画				
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性				
<p>(1) 事業の目的</p> <p>本市は、岐阜市の北側に隣接し、JR 岐阜駅及び名鉄岐阜駅から約9~34キロメートルと南北に広範に広がっている。本市の地勢は、山地丘陵部が多く、北端の日永岳を最高峰として枝状の山地・過疎地と、長良川支流の武儀川、烏羽川、伊自良川沿いの平たん地・都市部で構成されており、地区によって地理的条件が大きく異なっている。</p> <p>また、本市には鉄道がなく、自動車を利用できない市民にとっては、バスが買い物や通院などの日常生活になくてはならない交通手段となっている。しかし、バス停から離れた集落が各地に点在しており、このような公共交通不便地区の解消が課題となっている。</p> <p>そのため、公共交通不便地区を解消し、買い物や通院などの利用者ニーズを反映した生活交通を確保することを目的として、地域公共交通確保維持事業に取り組むものである。</p>				
<p>(2) 事業の必要性</p> <p>利用者ニーズにあった効率的な運行を実施するためには、各地区の地域特性にあった公共交通サービスが必要であることから、以下のようにフィーダー路線を確保する。</p> <p>[ハーバス大桑線・伊自良線]</p> <ul style="list-style-type: none">・「岐北厚生病院前」にて、地域間幹線系統である岐北線・岐阜板取線等に接続・乗り継ぎ利便性の向上・集落を経由するルートへの変更				
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果				
(1) 事業の目標				
		平成30年度	平成33年度	平成35年度
・年間乗車人数	ハーバス大桑線	: 11,250人	12,000人	12,500人
	ハーバス伊自良線	: 14,400人	15,000人	15,500人
(山縣市地域公共交通網形成計画 P84 参照)				
平成29年度実績	ハーバス大桑線	: 11,545人		
	ハーバス伊自良線	: 14,833人		
(2) 事業の効果				
<p>ハーバス大桑線、ハーバス伊自良線を維持することにより大桑、伊自良地域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線と接続することで、効率的な運行体系を実現させることができ、外出支援及び地域活性化にもつながる。</p>				
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体				

【公共交通ガイドブックの発行】（実施主体 市・公共交通会議）

・ダイヤ改正等にあわせて、定期的にガイドブックを更新し、住民に最新情報の提供を行い、バスを普段利用しない方への利用促進を図るほか、日常的な利用者にも時刻等が簡単に確認できるようにすることで、利用の抵抗感をなくす。

・持ち運びが可能なポケット版の公共交通ガイドブックを作成し、利用者が外出先でも簡単にダイヤの確認をできるようにすることで、利用促進を図る。

（山県市地域公共交通網形成計画 P. 76）

【地域バス調整会議の開催】（実施主体 市民、交通事業者、市）

・バスの利用方法等の説明会を開催してバスの利便性を周知し、バスに乗車する機会の少ない人に対して利用促進を図る。また、定期的に地域バス調整会議を開催することで、住民のバスに対する意識を向上させるとともに、市民の希望と現実のギャップを解消し、より便利な公共交通を目指す。

（山県市地域公共交通網形成計画 P. 77）

【企画乗車券の発行】（実施主体 交通事業者、市）

・市街地で複数の施設を訪れる利用者等への割高感や抵抗感を軽減するため、一日乗車券等の割引乗車券を発行し、利用促進を図る。

（山県市地域公共交通網形成計画 P. 78）

【バスヘルパーの継続・拡充】（実施主体 住民）

・バスヘルパー事業について、活動を継続していくとともに、新たな活動への参加者を募り、更なる事業の拡充を図る。

（山県市地域公共交通網形成計画 P. 78）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

①路線図：別添

②予定している時刻表・運行期間

- ・時刻表：別添
- ・運行期間：平成30年10月1日から

③運送事業者の決定方法

運行安全性、環境配慮、緊急時の対応能力や、営業所位置、キロ当たり経常費用等から総合的に判断し決定する。

④地域内フィーダー系統の補足資料

- ・ハーバス大桑線・ハーバス伊自良線は、「岐北厚生病院前」にて、地域間幹線系統である岐北線・岐阜板取線等に接続している。
- ・幹線である既存交通や地域間幹線系統と、支線である地域内フィーダー系統との役割分担が明確化されており、地域全体の交通ネットワークを形成するものとして整合を図っている。
- ・ハーバス大桑線・ハーバス伊自良線においては運行ダイヤ及び経路の見直しを実施し、バス交通のサービスレベルの見直しを図っている。

⑤運送事業者を選定した経緯：

- 平成15年の合併以前から、以下の理由により岐阜乗合自動車株式会社を選定している。
- ・市内に営業所を有する唯一のバス運行会社であり、市内の地理に最も精通していると考えられること。
 - ・営業路線の廃止代替路線であること。
 - ・事業規模、過去の実績から、運行安全性、環境配慮、緊急時の対応能力等において優れていると考えられること。
 - ・運行欠損額算出上の運行経費を、交渉により低額（キロ当たり契約費用309円（岐阜板取線を除く）、国東海標準361.31円）に抑えていること。
 - ・同社他市路線の営業収益を本市自主運行バスにも按分されることから、欠損額を低く抑えられること。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
山県市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を契約経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
岐阜乗合自動車株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>

該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論
平成 24 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回 (H24. 7. 10) 山縣市公共交通会議設置要綱の改正について 平成 24 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）について ・ 第 2 回 (H24. 8. 7) 10 月 1 日実施予定の路線廃止・ダイヤ改正について ・ 第 3 回 (H25. 2. 5) 各種調査（アンケート・ヒアリング）結果について 第 1 回市民検討会結果について ・ 第 4 回 (H25. 3. 26) 第 2 回市民検討会結果について 山縣市公共交通計画（案）について 平成 25 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回 (H25. 6. 3) 山縣市公共交通会議設置要綱の改正について 山縣市公共交通総合連携計画（案）について ・ 第 2 回 (H25. 8. 8) 山縣市公共交通総合連携計画の策定について 山縣市生活交通ネットワーク計画の策定について 山縣市地域協働推進事業計画の策定について 10 月 1 日実施予定の路線変更・ダイヤ改正について ・ 書面 (H25. 10) 平成 25 年度予算、地域協働推進事業業務委託について ・ 第 3 回 (H26. 2. 27) 4 月 1 日実施予定の路線変更・ダイヤ改正について

平成 26 年度

- ・ 第 1 回 (H26. 6. 27) 山県市生活交通ネットワーク計画の策定について
市町村運営有償運送（市町村福祉輸送）の更新について
平成 26 年度地域協働推進事業業務委託について
ハーバス 3 線+岐北線神崎系統後期高齢者・障がい者・子ども（小学生）
運賃 免除について
岐北線徳永ロー筐賀・ハーバス乾線徳永ー筐賀間ルート変更について
- ・ 書面 (H27. 2) 岐阜乗合自動車（株）作成「土日祝日限定ワンデーフリー乗車券」対象
路線に本市自主運行バス全路線を含めることについて

平成 27 年度

- ・ 第 1 回 (H27. 6. 29) 山県市公共交通会議設置要綱の改正について
ハーバス大桑線・伊自良線ルート変更、ダイヤ改正について
地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について
ハーバス乾線の今後について
- ・ 書面 (H27. 11) 市地域公共交通網形成計画策定調査業務について
- ・ 書面 (H28. 1) 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について
岐阜板取線の路線変更について
- ・ 第 2 回 (H28. 2. 10) 岐阜乗合自動車（株）作成「土日祝日限定ワンデーフリー乗車券」対象
路線に本市自主運行バス全路線を含めることについて
岐北線美山中学校系統について
公共交通網形成計画策定調査事業中間報告、今後の方向性について
- ・ 第 3 回 (H28. 3. 24) 山県市公共交通網形成計画骨子の素案について

平成 28 年度

- ・ 第 1 回 (H28. 6. 27) 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- ・ 書面 (H28. 8) 岐阜乗合自動車（株）作成「土日祝日限定ワンデーフリー乗車券」対象
路線に本市自主運行バス全路線を含めることについて
バス停留所の廃止について（美山中学校）
ハーバス乾線の廃止について
運転免許証返納者に対するバス運賃割引制度について
岐阜板取線の路線変更について
- ・ 第 2 回 (H29. 1. 11) 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
地域公共交通網形成計画（素案）について
ハーバス伊自良線の経路変更について
岐阜乗合自動車（株）作成「土日祝日限定ワンデーフリー乗車券」対
象路線に本市自主運行バス全路線を含めることについて

平成 29 年度

- ・ 第 1 回 (H29. 6. 26) 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
地域公共交通網形成計画（案）について
市町村有償運送（市町村福祉輸送）の更新について
- ・ 書面 (H29. 8) 岐阜乗合自動車（株）作成「土日祝日限定ワンデーフリー乗車券」対
象路線に本市自主運行バス全路線を含めることについて
- ・ 第 2 回 (H29. 11. 28) 山県市地域公共交通網形成計画について
地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
- ・ 書面 (H30. 1) 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
岐阜乗合自動車(株)作成「土日祝日限定ワンデーフリー乗車券」対象路線
に本市自主運行バス全路線を含めることについて

平成 30 年度

- ・ 第 1 回 (H30. 6. 26) 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
平成 30 年度山県市地域公共交通網形成計画推進事業業務委託につ
いて

18. 利用者等の意見の反映状況	
利用者ヒアリング調査等により得られた市民や利用者の意見を反映して計画を作成した。昨年度策定した山県市地域公共交通網形成計画を踏まえて作成した。	
19. 協議会メンバーの構成員	
副市長	副市長
一般旅客自動車 運送事業者	岐阜乗合自動車株式会社 高富タクシー有限公司 公益社団法人岐阜県バス協会
市民又は利用者 の代表者	市自治会連合会 市老人クラブ連合会女性部 市交通安全女性連絡協議会 市 PTA 連合会
岐阜運輸支局	中部運輸局岐阜運輸支局
労組等代表	岐阜乗合自動車株式会社労働組合
岐阜県	岐阜県都市建築部公共交通課
道路管理者	岐阜土木事務所施設管理課 市建設課
山県警察署	山県警察署交通課
学識経験者	関西大学環境都市工学部都市システム工学科教授

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 岐阜県山県市高木 1000 番地 1

(所 属) 企画財政課

(氏 名) 棚村 湧太

(電 話) 0581-22-6825

(e-mail) kikaku@city.gifu-yamagata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
岐阜県 山口市	岐阜乗合自動車 株式会社	(1) ハーバス大桑線	大桑 雉洞	イオン・ 平和堂	山県 市役 所	往 17.1km 復 17.1km	294日	760.0回		路線定期	①	岐北線「岐北厚生 病院前」にて接続	③
	岐阜乗合自動車 株式会社	(2) ハーバス伊自良線	伊自 良湖 口	平和 堂・イ オン	岐北 厚生 病院	往 17.6km 復 17.6km	294日	1101.0回		路線定期	①	岐北線「岐北厚生 病院前」にて接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	山縣市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	27,114
交通不便地域	8,013

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
6,549	旧美山町	過疎地域等自立促進特別措置法
1,464	旧上伊自良村	山村振興法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
27,114	平成30年度に初めて地域公共交通網形成計画を適用した場合 27,114人×150円+200万円	6,067,100

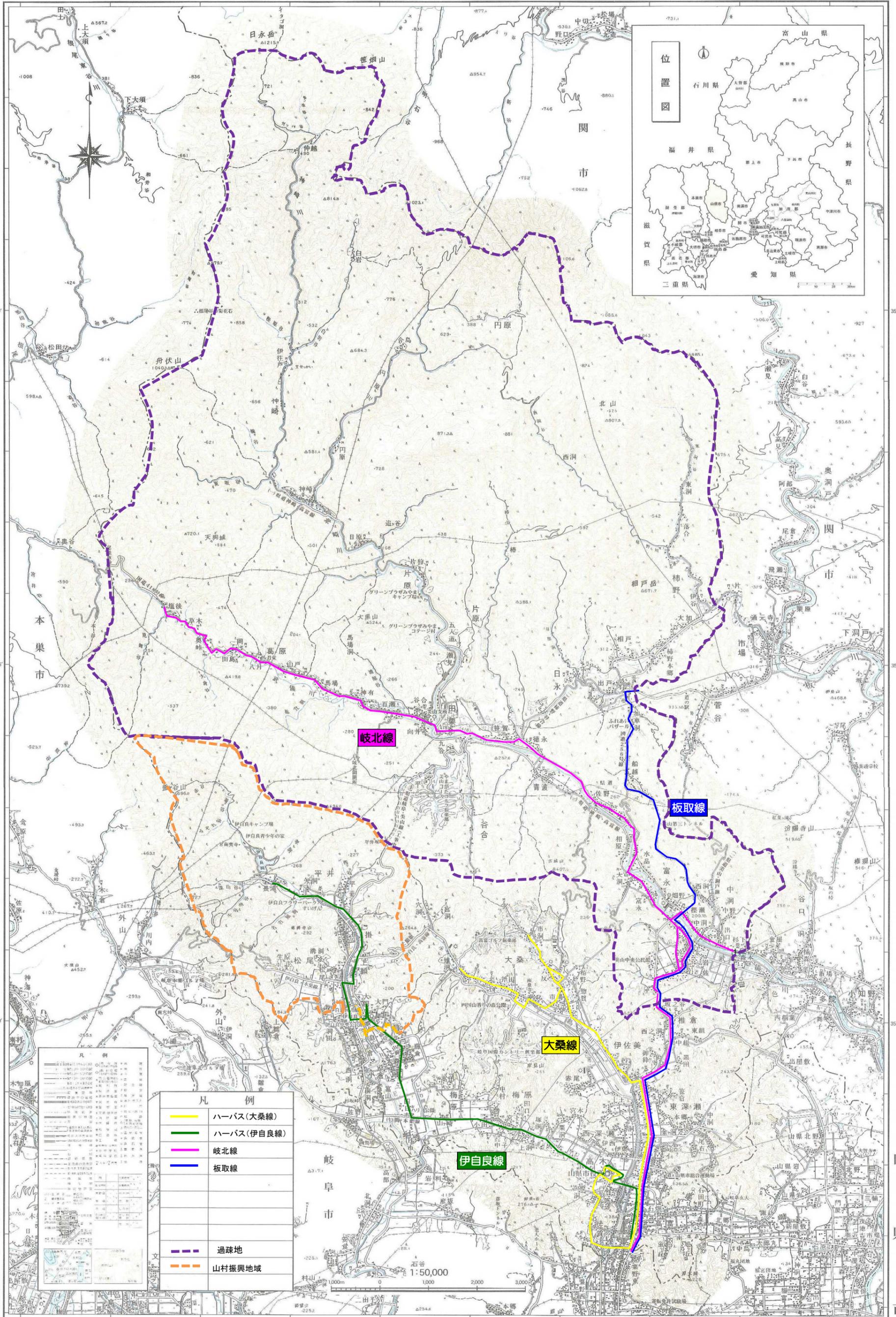
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

山県市自主運行バス路線図



凡例	
	ハーバス(大桑線)
	ハーバス(伊自良線)
	岐北線
	板取線
	過疎地
	山村振興地域

凡例	
	道路
	鉄道
	川
	川
	湖
	山頂
	山
	森林
	市街地
	学校
	駅
	バス停留所
	交差点
	分岐点
	遮断
	標識
	道路名
	道路番号
	道路幅員
	路面
	路面状況
	道路種別
	道路名
	道路番号
	道路幅員
	路面
	路面状況
	道路種別

1:50,000
0 1,000 2,000 3,000

平日用(月曜日～金曜日)

■大桑雉洞→山県市役所

大桑雉洞	6:40	7:35	9:20	12:30	14:30	17:00
雉洞	6:40	7:35	9:20	12:30	14:30	17:00
下雉洞	6:41	7:36	9:21	12:31	14:31	17:01
上斧田	6:41	7:36	9:21	12:31	14:31	17:01
斧田	6:42	7:37	9:22	12:32	14:32	17:02
四国山香りの森公園口	6:42	7:37	9:22	12:32	14:32	17:02
大桑小学校	6:43	7:38	9:23	12:33	14:33	17:03
多目的センター前	6:43	7:38	9:23	12:33	14:33	17:03
高札	6:44	7:39	9:24	12:34	14:34	17:04
西市場	6:44	7:39	9:24	12:34	14:34	17:04
六反	6:45	7:40	9:25	12:35	14:35	17:05
栢野	6:46	7:41	9:26	12:36	14:36	17:06
椿野	6:46	7:41	9:26	12:36	14:36	17:06
幸報苑	↓	↓	9:27	↓	↓	↓
坪井	6:47	7:42	9:29	12:37	14:37	17:07
中市洞	6:47	7:42	9:29	12:37	14:37	17:07
大桑市洞	6:49	7:44	9:31	12:39	14:39	17:09
中市洞	6:49	7:44	9:31	12:39	14:39	17:09
坪井	6:50	7:45	9:32	12:40	14:40	17:10
上六反	6:51	7:46	9:33	12:41	14:41	17:11
六反	6:52	7:47	9:34	12:42	14:42	17:12
中市場	6:52	7:47	9:34	12:42	14:42	17:12
大桑市場	6:53	7:48	9:35	12:43	14:43	17:13
伊佐美不動	6:55	7:50	9:37	12:45	14:45	17:15
伊佐美	6:56	7:51	9:38	12:46	14:46	17:16
桜尾小学校	6:57	7:52	9:39	12:47	14:47	17:17
焼橋	6:59	7:54	9:41	12:49	14:49	17:19
十王	7:00	7:55	9:42	12:50	14:50	17:20
松塚	7:01	7:56	9:43	12:51	14:51	17:21
富岡小学校前	7:02	7:57	9:44	12:52	14:52	17:22
平和堂高富店	↓	↓	9:46	12:54	14:54	17:24
山県警察署前	7:04	7:59	9:48	12:56	14:56	17:26
高富北町	7:06	8:01	9:50	12:58	14:58	17:28
高富小学校前	7:07	8:02	9:51	12:59	14:59	17:29
岐北厚生病院前	7:08	8:03	9:52	13:00	15:00	17:30
本町3丁目	7:08	8:03	9:52	13:00	15:00	17:30
佐賀	7:09	8:04	9:53	13:01	15:01	17:31
佐賀西	7:10	8:05	9:54	13:02	15:02	17:32
高木	7:12	8:07	9:56	13:04	15:04	17:34
イオンビッグ山県店	↓	8:13	10:02	13:10	15:10	17:40
山県市役所	7:14	8:17	10:06	13:14	15:14	17:44

大桑線から岐州市方面へは、岐北厚生病院前でのりかえ

行先番号	N	G51	N	N	N	G51
行先	JR	西鏡	JR	JR	JR	西鏡
岐北厚生病院前	7:15	8:10	10:03	13:10	15:09	17:37
名鉄岐阜	7:48	8:46	10:32	13:36	15:37	18:10
JR岐阜	7:51	8:48	10:35	13:39	15:40	18:12

■山県市役所→大桑雉洞

行先番号	N80	N80	N80	N80	N72
行先	高富	高富	高富	高富	中濃
JR岐阜(⑫のりば)	7:48	11:03	12:56	15:28	17:19
名鉄岐阜(④のりば)	7:49	11:04	12:58	15:30	17:20
岐北厚生病院前	8:25	11:34	13:27	16:04	17:55
岐州市方面から大桑線へは、岐北厚生病院前でのりかえ					
山県市役所	8:25	11:35	13:35	16:05	17:55
イオンビッグ山県店	8:29	11:39	13:39	16:09	17:59
高木	8:34	11:44	13:44	16:14	18:04
佐賀西	8:36	11:46	13:46	16:16	18:06
佐賀	8:37	11:47	13:47	16:17	18:07
本町3丁目	8:37	11:47	13:47	16:17	18:07
岐北厚生病院前	8:38	11:48	13:48	16:18	18:08
高富小学校前	8:39	11:49	13:49	16:19	18:09
高富北町	8:40	11:50	13:50	16:20	18:10
平和堂高富店	↓	11:52	13:52	16:22	18:12
山県警察署前	8:42	11:54	13:54	16:24	18:14
富岡小学校前	8:44	11:56	13:56	16:26	18:16
松塚	8:45	11:57	13:57	16:27	18:17
十王	8:46	11:58	13:58	16:28	18:18
焼橋	8:47	11:59	13:59	16:29	18:19
桜尾小学校	8:49	12:01	14:01	16:31	18:21
伊佐美	8:50	12:02	14:02	16:32	18:22
伊佐美不動	8:51	12:03	14:03	16:33	18:23
大桑市場	8:53	12:05	14:05	16:35	18:25
中市場	8:54	12:06	14:06	16:36	18:26
六反	8:54	12:06	14:06	16:36	18:26
栢野	8:55	12:07	14:07	16:37	18:27
椿野	8:55	12:07	14:07	16:37	18:27
幸報苑	↓	↓	14:08	16:38	↓
坪井	8:56	12:08	14:10	16:40	18:28
中市洞	8:56	12:08	14:10	16:40	18:28
大桑市洞	8:58	12:10	14:12	16:42	18:30
中市洞	8:58	12:10	14:12	16:42	18:30
坪井	8:59	12:11	14:13	16:43	18:31
上六反	9:00	12:12	14:14	16:44	18:32
六反	9:01	12:13	14:15	16:45	18:33
西市場	9:01	12:13	14:15	16:45	18:33
高札	9:02	12:14	14:16	16:46	18:34
多目的センター前	9:02	12:14	14:16	16:46	18:34
大桑小学校	9:03	12:15	14:17	16:47	18:35
四国山香りの森公園口	9:04	12:16	14:18	16:48	18:36
斧田	9:05	12:17	14:19	16:49	18:37
上斧田	9:05	12:17	14:19	16:49	18:37
下雉洞	9:06	12:18	14:20	16:50	18:38
雉洞	9:06	12:18	14:20	16:50	18:38
大桑雉洞	9:07	12:19	14:21	16:51	18:39

〔行先欄〕 JR：JR岐阜 西鏡：西鏡島 中濃：中濃庁舎
 ※日・祝日及び12月31日～1月3日は運休します。
 ※遅延等により上記の便に乗り継げない場合があります。

ハーバス大桑線

平成30年4月1日現在

土曜日用

■大桑雉洞→山縣市役所

大桑雉洞	9:15	11:20	12:15	14:25	17:00
雉洞	9:15	11:20	12:15	14:25	17:00
下雉洞	9:16	11:21	12:16	14:26	17:01
上斧田	9:16	11:21	12:16	14:26	17:01
斧田	9:17	11:22	12:17	14:27	17:02
四国山香りの森公園口	9:17	11:22	12:17	14:27	17:02
大桑小学校	9:18	11:23	12:18	14:28	17:03
多目的センター前	9:18	11:23	12:18	14:28	17:03
高札	9:19	11:24	12:19	14:29	17:04
西市場	9:19	11:24	12:19	14:29	17:04
六反	9:20	11:25	12:20	14:30	17:05
栢野	9:21	11:26	12:21	14:31	17:06
椿野	9:21	11:26	12:21	14:31	17:06
幸報苑	9:22	↓	↓	↓	↓
坪井	9:24	11:27	12:22	14:32	17:07
中市洞	9:24	11:27	12:22	14:32	17:07
大桑市洞	9:26	11:29	12:24	14:34	17:09
中市洞	9:26	11:29	12:24	14:34	17:09
坪井	9:27	11:30	12:25	14:35	17:10
上六反	9:28	11:31	12:26	14:36	17:11
六反	9:29	11:32	12:27	14:37	17:12
中市場	9:29	11:32	12:27	14:37	17:12
大桑市場	9:30	11:33	12:28	14:38	17:13
伊佐美不動	9:32	11:35	12:30	14:40	17:15
伊佐美	9:33	11:36	12:31	14:41	17:16
桜尾小学校	9:34	11:37	12:32	14:42	17:17
焼橋	9:36	11:39	12:34	14:44	17:19
十王	9:37	11:40	12:35	14:45	17:20
松塚	9:38	11:41	12:36	14:46	17:21
富岡小学校前	9:39	11:42	12:37	14:47	17:22
平和堂高富店	9:41	11:44	12:39	14:49	17:24
山県警察署前	9:43	11:46	12:41	14:51	17:26
高富北町	9:45	11:48	12:43	14:53	17:28
高富小学校前	9:46	11:49	12:44	14:54	17:29
岐北厚生病院前	9:47	11:50	12:45	14:55	17:30
本町3丁目	9:47	11:50	12:45	14:55	17:30
佐賀	9:48	11:51	12:46	14:56	17:31
佐賀西	9:49	11:52	12:47	14:57	17:32
高木	9:51	11:54	12:49	14:59	17:34
イオンビッグ山県店	9:57	12:00	12:55	15:05	17:40
山縣市役所	10:01	12:04	12:59	15:09	17:44

大桑線から岐阜市方面へは、岐北厚生病院前でのりかえ

行先番号	G51	N	G51	N	G51
行先	西鏡	JR	西鏡	JR	西鏡
岐北厚生病院前	9:55	11:55	12:51	15:05	17:38
名鉄岐阜	10:24	12:22	13:20	15:33	18:08
JR岐阜	10:26	12:25	13:22	15:36	18:10

■山縣市役所→大桑雉洞

行先番号	N72	N75	N83	N73	N86
行先	中濃	山市	ほらど	岐女	塩後
JR岐阜(⑫のりば)	7:51	9:48	10:45	13:00	15:32
名鉄岐阜(④のりば)	7:52	9:50	10:46	13:02	15:33
岐北厚生病院前	8:23	10:20	11:16	13:32	16:04

岐阜市方面から大桑線へは、岐北厚生病院前でのりかえ

山縣市役所	8:20	10:20	11:20	13:30	16:05
イオンビッグ山県店	8:24	10:24	11:24	13:34	16:09
高木	8:29	10:29	11:29	13:39	16:14
佐賀西	8:31	10:31	11:31	13:41	16:16
佐賀	8:32	10:32	11:32	13:42	16:17
本町3丁目	8:32	10:32	11:32	13:42	16:17
岐北厚生病院前	▲8:33	10:33	11:33	13:43	16:18
高富小学校前	8:34	10:34	11:34	13:44	16:19
高富北町	8:35	10:35	11:35	13:45	16:20
平和堂高富店	↓	10:37	11:37	13:47	16:22
山県警察署前	8:37	10:39	11:39	13:49	16:24
富岡小学校前	8:39	10:41	11:41	13:51	16:26
松塚	8:40	10:42	11:42	13:52	16:27
十王	8:41	10:43	11:43	13:53	16:28
焼橋	8:42	10:44	11:44	13:54	16:29
桜尾小学校	8:44	10:46	11:46	13:56	16:31
伊佐美	8:45	10:47	11:47	13:57	16:32
伊佐美不動	8:46	10:48	11:48	13:58	16:33
大桑市場	8:48	10:50	11:50	14:00	16:35
中市場	8:49	10:51	11:51	14:01	16:36
六反	8:49	10:51	11:51	14:01	16:36
栢野	8:50	10:52	11:52	14:02	16:37
椿野	8:50	10:52	11:52	14:02	16:37
幸報苑	↓	↓	↓	14:03	16:38
坪井	8:51	10:53	11:53	14:05	16:40
中市洞	8:51	10:53	11:53	14:05	16:40
大桑市洞	8:53	10:55	11:55	14:07	16:42
中市洞	8:53	10:55	11:55	14:07	16:42
坪井	8:54	10:56	11:56	14:08	16:43
上六反	8:55	10:57	11:57	14:09	16:44
六反	8:56	10:58	11:58	14:10	16:45
西市場	8:56	10:58	11:58	14:10	16:45
高札	8:57	10:59	11:59	14:11	16:46
多目的センター前	8:57	10:59	11:59	14:11	16:46
大桑小学校	8:58	11:00	12:00	14:12	16:47
四国山香りの森公園口	8:59	11:01	12:01	14:13	16:48
斧田	9:00	11:02	12:02	14:14	16:49
上斧田	9:00	11:02	12:02	14:14	16:49
下雉洞	9:01	11:03	12:03	14:15	16:50
雉洞	9:01	11:03	12:03	14:15	16:50
大桑雉洞	9:02	11:04	12:04	14:16	16:51

〔行先欄〕 JR：JR岐阜 西鏡：西鏡島 中濃：中濃庁舎 岐女：岐阜女子大 山市：山縣市役所 ほらど：ほらどキウイプラザ
 ※日・祝日及び12月31日～1月3日は運休します。
 ※遅延等により上記の便に乗り継げない場合があります。

ハーバス大桑線
 ハーバス伊白良線
 岐北線・岐皇板取線
 岐早高富線
 岐北厚生病院前(高富)
 岐北厚生病院前⇄
 山縣市役所・平和堂高富店
 岐阜女子大線・高美線

平日用(月曜日～金曜日)

■伊自良湖口→岐北厚生病院前

伊自良湖口	6:51	8:19	10:19	11:24	13:24	15:34	17:34
伊自良長滝	6:51	8:19	10:19	11:24	13:24	15:34	17:34
矢洞	6:52	8:20	10:20	11:25	13:25	15:35	17:35
平井公民館	6:54	8:22	10:22	11:27	13:27	15:37	17:37
掛	6:56	8:24	10:24	11:29	13:29	15:39	17:39
神宮橋	6:56	8:24	10:24	11:29	13:29	15:39	17:39
上願坂口	6:57	8:25	10:25	11:30	13:30	15:40	17:40
上願	6:58	8:26	10:26	11:31	13:31	15:41	17:41
松尾	6:59	8:27	10:27	11:32	13:32	15:42	17:42
文化の里	7:00	8:28	10:28	11:33	13:33	15:43	17:43
山県グリーンポート	↓	↓	10:31	11:36	13:36	15:46	17:46
山県グリーンビレッジ	↓	↓	10:31	11:36	13:36	15:46	17:46
伊自良支所	7:02	8:30	10:32	11:37	13:37	15:47	17:47
上藤倉	7:03	8:31	10:33	11:38	13:38	15:48	17:48
藤倉	7:04	8:32	10:34	11:39	13:39	15:49	17:49
伊自良大森	7:05	8:33	10:35	11:40	13:40	15:50	17:50
東光寺口	7:06	8:34	10:36	11:41	13:41	15:51	17:51
伊自良四ツ辻	7:07	8:35	10:37	11:42	13:42	15:52	17:52
梅原スポーツランド	7:09	8:37	10:39	11:44	13:44	15:54	17:54
梅原小学校	7:11	8:39	10:41	11:46	13:46	15:56	17:56
梅原口	7:12	8:40	10:42	11:47	13:47	15:57	17:57
二ツ橋	7:13	8:41	10:43	11:48	13:48	15:58	17:58
八京	7:14	8:42	10:44	11:49	13:49	15:59	17:59
持成	7:15	8:43	10:45	11:50	13:50	16:00	18:00
山県市役所	7:16	8:44	10:46	11:51	13:51	16:01	18:01
イオンビッグ山県店	↓	8:48	10:50	11:55	13:55	16:05	18:05
高富扇橋	7:17	8:53	10:54	11:59	13:59	16:09	18:09
米野	7:18	8:54	10:55	12:00	14:00	16:10	18:10
平和堂高富店	↓	↓	10:58	12:03	14:03	16:13	18:13
山県警察署前	↓	↓	11:00	12:05	14:05	16:15	18:15
高富北町	7:19	8:55	11:02	12:07	14:07	16:17	18:17
高富小学校前	7:20	8:56	11:03	12:08	14:08	16:18	18:18
岐北厚生病院前	7:21	8:57	11:04	12:09	14:09	16:19	18:19

伊自良線から岐阜市方面へは、岐北厚生病院前でのりかえ

行先番号	G51	G51	N	G51	G51	G51	N
行先	西鏡	西鏡	JR	西鏡	西鏡	西鏡	JR
岐北厚生病院前	7:30	9:07	11:13	12:19	14:16	16:28	18:26
名鉄岐阜	8:07	9:37	11:41	12:48	14:44	16:59	18:56
JR岐阜	8:09	9:39	11:44	12:50	14:46	17:01	19:00

■岐北厚生病院前→伊自良湖口

行先番号	N73	N86	N72	N80	N80	N80	N73
行先	岐女	塩後	中濃	高富	高富	高富	岐女
JR岐阜(②のりば)	6:51	8:48	9:47	11:44	13:45	15:53	17:33
名鉄岐阜(④のりば)	6:53	8:49	9:48	11:46	13:47	15:55	17:35
岐北厚生病院前	7:24	9:19	10:18	12:17	14:17	16:29	18:13

岐阜市方面から伊自良線へは、岐北厚生病院前でのりかえ

岐北厚生病院前	7:36	9:31	10:31	12:31	14:36	16:41	18:31
高富小学校前	7:37	9:32	10:32	12:32	14:37	16:42	18:32
高富北町	7:38	9:33	10:33	12:33	14:38	16:43	18:33
平和堂高富店	↓	↓	10:35	12:35	14:40	16:45	18:35
山県警察署前	↓	↓	10:37	12:37	14:42	16:47	18:37
米野	7:39	9:34	10:39	12:39	14:44	16:49	18:39
高富扇橋	7:40	9:35	10:40	12:40	14:45	16:50	18:40
山県市役所	7:41	9:36	10:41	12:41	14:46	16:51	18:41
イオンビッグ山県店	↓	9:40	10:45	12:45	14:50	16:55	18:45
持成	7:42	9:44	10:49	12:49	14:54	16:59	18:49
八京	7:43	9:45	10:50	12:50	14:55	17:00	18:50
二ツ橋	7:44	9:46	10:51	12:51	14:56	17:01	18:51
梅原口	7:45	9:47	10:52	12:52	14:57	17:02	18:52
梅原小学校	7:46	9:48	10:53	12:53	14:58	17:03	18:53
梅原スポーツランド	7:48	9:50	10:55	12:55	15:00	17:05	18:55
伊自良四ツ辻	7:50	9:52	10:57	12:57	15:02	17:07	18:57
東光寺口	7:51	9:53	10:58	12:58	15:03	17:08	18:58
伊自良大森	7:52	9:54	10:59	12:59	15:04	17:09	18:59
藤倉	7:53	9:55	11:00	13:00	15:05	17:10	19:00
上藤倉	7:54	9:56	11:01	13:01	15:06	17:11	19:01
伊自良支所	7:55	9:57	11:02	13:02	15:07	17:12	19:02
山県グリーンポート	7:57	9:59	11:04	13:04	15:09	↓	↓
山県グリーンビレッジ	7:57	9:59	11:04	13:04	15:09	↓	↓
文化の里	7:59	10:01	11:06	13:06	15:11	17:14	19:04
松尾	8:00	10:02	11:07	13:07	15:12	17:15	19:05
上願	8:01	10:03	11:08	13:08	15:13	17:16	19:06
上願坂口	8:02	10:04	11:09	13:09	15:14	17:17	19:07
神宮橋	8:02	10:05	11:10	13:10	15:15	17:18	19:08
掛	8:03	10:06	11:11	13:11	15:16	17:19	19:09
平井公民館	8:04	10:07	11:12	13:12	15:17	17:20	19:10
矢洞	8:07	10:10	11:15	13:15	15:20	17:23	19:13
伊自良長滝	8:08	10:11	11:16	13:16	15:21	17:24	19:14
伊自良湖口	8:09	10:12	11:17	13:17	15:22	17:25	19:15

〔行先欄〕 JR：JR岐阜 西鏡：西鏡島 中濃：中濃庁舎 岐女：岐阜女子大
 ※日・祝日及び12月31日～1月3日は運休します。
 ※遅延等により上記の便に乗り継げない場合があります。

ハーバス伊自良線

平成30年4月1日現在

土曜日用

■伊自良湖口→岐北厚生病院前

伊自良湖口	8:09	10:09	13:19	15:49	18:19
伊自良長滝	8:09	10:09	13:19	15:49	18:19
矢洞	8:10	10:10	13:20	15:50	18:20
平井公民館	8:12	10:12	13:22	15:52	18:22
掛	8:14	10:14	13:24	15:54	18:24
神宮橋	8:14	10:14	13:24	15:54	18:24
上願坂口	8:15	10:15	13:25	15:55	18:25
上願	8:16	10:16	13:26	15:56	18:26
松尾	8:17	10:17	13:27	15:57	18:27
文化の里	8:18	10:18	13:28	15:58	18:28
山県グリーンポート	↓	10:21	13:31	16:01	18:31
山県グリーンビレッジ	↓	10:21	13:31	16:01	18:31
伊自良支所	8:20	10:22	13:32	16:02	18:32
上藤倉	8:21	10:23	13:33	16:03	18:33
藤倉	8:22	10:24	13:34	16:04	18:34
伊自良大森	8:23	10:25	13:35	16:05	18:35
東光寺口	8:24	10:26	13:36	16:06	18:36
伊自良四ツ辻	8:25	10:27	13:37	16:07	18:37
梅原スポーツランド	8:27	10:29	13:39	16:09	18:39
梅原小学校	8:29	10:31	13:41	16:11	18:41
梅原口	8:30	10:32	13:42	16:12	18:42
二ツ橋	8:31	10:33	13:43	16:13	18:43
八京	8:32	10:34	13:44	16:14	18:44
持成	8:33	10:35	13:45	16:15	18:45
山県市役所	8:34	10:36	13:46	16:16	18:46
イオンビッグ山県店	8:38	10:40	13:50	16:20	18:50
高富扇橋	8:43	10:44	13:54	16:24	18:54
米野	8:44	10:45	13:55	16:25	18:55
平和堂高富店	↓	10:48	13:58	16:28	18:58
山県警察署前	↓	10:50	14:00	16:30	19:00
高富北町	8:45	10:52	14:02	16:32	19:02
高富小学校前	8:46	10:53	14:03	16:33	19:03
岐北厚生病院前	8:47	10:54	14:04	16:34	19:04

伊自良線から岐阜市方面へは、岐北厚生病院前でのりかえ

行先番号	N	G51	G51	N	N
行先	JR	西鏡	西鏡	JR	JR
岐北厚生病院前	8:57	11:14	14:11	16:39	19:13
名鉄岐阜	9:24	11:44	14:40	17:07	19:40
JR岐阜	9:27	11:46	14:42	17:09	19:42

〔行先欄〕 JR：JR岐阜 西鏡：西鏡島 岐女：岐阜女子大
 ※日・祝日及び12月31日～1月3日は運休します。
 ※遅延等により上記の便に乗り継げない場合があります。

■岐北厚生病院前→伊自良湖口

行先番号	N80	N73	N73	N73	N80
行先	高富	岐女	岐女	岐女	高富
JR岐阜(⑫のりば)	6:44	8:26	11:40	14:13	16:37
名鉄岐阜(④のりば)	6:46	8:28	11:42	14:14	16:38
岐北厚生病院前	7:14	8:59	12:12	14:44	17:10

岐阜市方面から伊自良線へは、岐北厚生病院前でのりかえ

岐北厚生病院前	7:31	9:16	12:26	14:56	17:26
高富小学校前	7:32	9:17	12:27	14:57	17:27
高富北町	7:33	9:18	12:28	14:58	17:28
平和堂高富店	↓	↓	12:30	15:00	17:30
山県警察署前	↓	↓	12:32	15:02	17:32
米野	7:34	9:19	12:34	15:04	17:34
高富扇橋	7:35	9:20	12:35	15:05	17:35
山県市役所	7:36	9:21	12:36	15:06	17:36
イオンビッグ山県店	↓	9:25	12:40	15:10	17:40
持成	7:37	9:29	12:44	15:14	17:44
八京	7:38	9:30	12:45	15:15	17:45
二ツ橋	7:39	9:31	12:46	15:16	17:46
梅原口	7:40	9:32	12:47	15:17	17:47
梅原小学校	7:41	9:33	12:48	15:18	17:48
梅原スポーツランド	7:43	9:35	12:50	15:20	17:50
伊自良四ツ辻	7:45	9:37	12:52	15:22	17:52
東光寺口	7:46	9:38	12:53	15:23	17:53
伊自良大森	7:47	9:39	12:54	15:24	17:54
藤倉	7:48	9:40	12:55	15:25	17:55
上藤倉	7:49	9:41	12:56	15:26	17:56
伊自良支所	7:50	9:42	12:57	15:27	17:57
山県グリーンポート	7:52	9:44	12:59	↓	↓
山県グリーンビレッジ	7:52	9:44	12:59	↓	↓
文化の里	7:54	9:46	13:01	15:29	17:59
松尾	7:55	9:47	13:02	15:30	18:00
上願	7:56	9:48	13:03	15:31	18:01
上願坂口	7:57	9:49	13:04	15:32	18:02
神宮橋	7:57	9:50	13:05	15:33	18:03
掛	7:58	9:51	13:06	15:34	18:04
平井公民館	7:59	9:52	13:07	15:35	18:05
矢洞	8:02	9:55	13:10	15:38	18:08
伊自良長滝	8:03	9:56	13:11	15:39	18:09
伊自良湖口	8:04	9:57	13:12	15:40	18:10

ハーバス大森線

ハーバス伊自良線

岐北線・岐阜板取線
(20分間隔)

岐阜高富線
(岐北厚生病院前・高富)

岐北厚生病院前⇄
山県市役所・平和堂高富店

岐阜女子大線・高美線